



令和5年3月23日

担当課	空家対策課
担当者	出口・山部
電話	(073) 435 - 1091
内線	2810

－危険な大規模廃旅館の略式代執行の公告について－

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確認できないため、法第14条第10項の規定により、次のとおり公告します。

1 公告日

令和5年3月23日

2 対象となる建築物

- (1) 所在地 和歌山市雑賀崎1863番地39、1863番地40、1863番地62、1863番地77の崖地に立地
- (2) 用途 旅館
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造一部木造、3階建て
- (4) 規模 延床面積 937平方メートル

3 所有者等に命ずる必要な措置の内容

- 4 措置の期限までに、当該建築物を除却すること。

4 措置の期限

令和5年5月22日

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。

5 動産等の取扱い

市長等が当該措置を行うときは、当該特定空家等に残置されている動産等を撤去・処分するため、動産等について権利を主張しようとする者は、4措置の期限までに搬出すること。



(対象となる建築物)

【空家等対策フロー図】

(今回の手続き)

